

特定事業主行動計画の実施状況及び女性の活躍状況の公表

令和2年4月8日
気仙広域連合

気仙広域連合では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき「特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第19条第6項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、気仙広域連合における女性の活躍状況を公表いたします。

1 実施状況

(1) 長時間勤務関係

目標：気仙広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則で定める超過勤務の上限（原則、月45時間以内、年360時間以内）を遵守し、達成率100%を維持する。

項目	目標値	令和元年度実績
月45時間を超えた職員	0人/5人	0人/5人
年360時間を超えた職員	0人/5人	0人/5人
職員一人当たりの超過勤務の月平均		2.7時間/月
職員一人当たりの超過勤務の年平均		31.8時間/年

(2) 仕事と家庭の両立関係

目標：対象となる男性職員がいた場合は、配偶者の出産休暇の取得割合100%を目指す。

項目	目標値	令和元年度実績
配偶者の出産休暇の取得割合	100% ※ 対象となる職員がいた場合	該当職員無し

2 女性の活躍状況

(1) 職員に占める女性の割合

区 分	令和元年度
男 性	4人/6人 (66.7%)
女 性	2人/6人 (33.3%)

(2) 採用した職員に占める女性の割合

当広域連合では職員採用は行っておらず、職員は全て構成市町（大船渡市、陸前高田市、住田町）からの派遣職員で構成されています。

(3) 男女別の育児休業取得率

令和元年度中、対象となる職員はいませんでした。

(4) 職員の一月当たりの平均超過勤務時間、超過勤務の上限を超えた職員

項 目	令和元年度実績
月 45 時間を超えた職員	0人/5人
年 360 時間を超えた職員	0人/5人
職員一人当たりの超過勤務の月平均	2.7 時間/月
職員一人当たりの超過勤務の年平均	31.8 時間/年

(5) 年次有給の取得日数の状況（平成 31 年 1 月 1 日～令和元年 12 月 31 日）

① 平均取得日数

11.7 日

② 取得日数が 5 日未満の職員割合

16.7% (1人/6人)